

深谷市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、深谷市議会議員（以下「議員」という。）が深谷市議会（以下「議会」という。）の会議等を長期間欠席した場合等における議員報酬及び期末手当の支給について、深谷市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年深谷市条例第50号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 議会の会議等 議会の定例会及び臨時会の本会議並びに深谷市議会委員会条例（平成18年深谷市条例第235号）に基づき設置された常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに深谷市議会会議規則（平成18年深谷市議会規則第1号）第159条に規定する協議等の場をいう。

(2) 長期欠席 療養その他の事由により、90日を超える期間にわたり議会の会議等を全て欠席することをいう。

(3) 長期欠席期間 議会の会議等を欠席した日から同日後の議会の会議等に出席した日の前日までの期間

(長期欠席に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったとき（長期欠席の事由と同様の事由により現に議会の会議等を欠席している場合を含む。）は、遅滞なく、別に定める様式により、書面で深谷市議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。この場合において、当該議員が自ら届け出ることができないときは、当該議員の親族又は委任を受けた者が届け出ることができるものとする。

- 2 議長は、前項の規定による届出があった場合において、必要と認めるときは、当該議員等に医師が作成した証明書等の提出を求めることができるものとする。

(議員報酬の減額)

第4条 議員が長期欠席をした場合における議員報酬の額は、議員報酬条例に規定する議員報酬の額から、当該額に長期欠席期間（前月の末日において議会の会議等に出席しない状態が継続しているときは、当該欠席した日から当該末日までの期間）に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

長期欠席期間	減額割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の30
365日を超えるとき	100分の50

- 2 前項の規定は、長期欠席の状態に該当するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該長期欠席期間の末日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。

(期末手当の減額)

第5条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）の前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月がある場合における期末手当の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当の額から、その額に前条第1項の表に掲げる長期欠席期間（基準日において議会の会議等に出席しない状態が継続しているときは、当該欠席した日から当該基準日の前日までの期間）の区分に応じて、同表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

- 2 前項の規定により期末手当の額を減額する場合において、基準日の前6月以内の期間に複数の長期欠席期間がある場合は、最も高い減額割合を適用する。

(適用除外)

第6条 議員が次に掲げる事由により長期欠席をした場合は、前2条の規定は、適用しない。

(1) 公務上の災害（深谷市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年深谷市条例第45号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。）

(2) 出産（産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）及び産後8週間の期間に係るものに限る。）

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者になったこと。

(4) 議長がやむを得ないと認める事由
（議員報酬の支給停止）

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日から当該処分による身体の拘束を解かれた日までの期間（以下「逮捕等の期間」という。）、当該逮捕等の期間の日数を基礎として日割りにより計算して得た額の議員報酬の支給を停止する。

2 前項の場合においては、同項の議員に対し、当該逮捕等の期間の属する月の翌月の議員報酬の額（第4条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の議員報酬の額。以下この項において「翌月の議員報酬の額」という。）から同項の規定による支給の停止に係る額（その計算の基礎となる議員報酬の額について第4条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額について前項の規定により計算して得た額。以下この項において「支給停止額」という。）を差し引いて支給する。ただし、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬の額から支給停止額を差し引いて支給することができないときは、当該議員又は議員であった者は、当該支給停止額に相当する額の議員報酬を返納しなければならない。

(期末手当の支給停止)

第8条 議員が、基準日以前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された場合であって、基準日において、なお当該支給の停止が継続しているとき又は保釈により当該支給の停止が一時解除され、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を日割りにより停止する。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第9条 第7条第1項及び前条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。その該当することとなった日において議員の職を離れている者についても、同様とする。

(1) 公訴を提起しない処分があったとき。

(2) 無罪の判決が確定したとき。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給)

第10条 第7条第1項及び第8条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、有罪の判決（略式命令を含む。）が確定したときは、これを支給しない。

(疑義に対する措置)

第11条 この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。